

令和8年(1月～6月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和8年(1月～6月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		198	(1)	100.0%	(100.0%)	151	(1)	100.0%	(100.0%)	47	()	31.1%	()
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		98	(1)	49.5%	(100.0%)	75	(1)	49.7%	(100.0%)	23	()	30.7%	()
製 造 業		47	(1)	23.7%	(100.0%)	34		22.5%	()	13	(1)	38.2%	(-)
鉱 業					()				()		()	-	(-)
建 設 業		17		8.6%	()	11		7.3%	()	6	()	54.5%	(-)
運 輸 交 通 業		26		13.1%	()	25	(1)	16.6%	(100.0%)	1	(-1)	4.0%	(-100.0%)
貨 物 取 扱 業		8		4.0%	()	2		1.3%	()	6	()	300.0%	(-)
農 林 業					()	1		0.7%	()	-1	()	-100.0%	(-)
畜 産 ・ 水 産 業					()	2		1.3%	()	-2	()	-100.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		100		50.5%	()	76		50.3%	()	24	()	31.6%	(-)
商 業	卸 売 業	2		1.0%	()	2		1.3%	()		()		(-)
	小 売 業	11		5.6%	()	15		9.9%	()	-4	()	-26.7%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	9		4.5%	()	6		4.0%	()	3	()	50.0%	(-)
	計	22		11.1%	()	23		15.2%	()	-1	()	-4.3%	(-)
通 信 業		4		2.0%	()	2		1.3%	()	2	()	100.0%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	10		5.1%	()	6		4.0%	()	4	()	66.7%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	24		12.1%	()	19		12.6%	()	5	()	26.3%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業	1		0.5%	()				()	1	()	-	(-)
	計	35		17.7%	()	25		16.6%	()	10	()	40.0%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	6		3.0%	()	3		2.0%	()	3	()	100.0%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	3		1.5%	()	2		1.3%	()	1	()	50.0%	(-)
	計	9		4.5%	()	5		3.3%	()	4	()	80.0%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	5		2.5%	()	3		2.0%	()	2	()	66.7%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	3		1.5%	()	6		4.0%	()	-3	()	-50.0%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	5		2.5%	()	1		0.7%	()	4	()	400.0%	(-)
	計	13		6.6%	()	10		6.6%	()	3	()	30.0%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	5		2.5%	()	2		1.3%	()	3	()	150.0%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	10		5.1%	()	6		4.0%	()	4	()	66.7%	(-)
	計	15		7.6%	()	8		5.3%	()	7	()	87.5%	(-)
金 融 広 告 業		1		0.5%	()	1		0.7%	()		()		(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		1		0.5%	()	1		0.7%	()		()		(-)
官 公 署					()	1		0.7%	()	-1	()	-100.0%	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		28		14.1%		26	(1)	17.2%	100.0%	2	(-1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。